

平成27年度予算概算決定の概要

経営局経営政策課

平成27年1月

農林水産省

目 次

事業概要

- 経営所得安定対策 1
- 担い手経営発展支援事業 6
- 農業界と経済界の連携による先端モデル農業
確立実証事業 8
- 人・農地問題解決加速化支援事業 10
- 農業者年金事業 11
- 地域農業経営再開復興支援事業【復興特会】 12

経営所得安定対策

【410,630(395,119)百万円】

対策のポイント

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、27年産からは、認定農業者、集落営農に認定新規就農者を加え、いずれも規模要件を課さないこととし、担い手が幅広く参加できるようにします。

<背景/課題>

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補填が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティネットが必要です。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）207,190(209,268)百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（3）交付単価

① 数量払

全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

また、麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

[平成27年度予算の概要]

＜小麦の品質区分と交付単価＞

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410	5,910	5,760	5,700	5,250	4,750	4,600	4,540

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

＜大麦・はだか麦の品質区分と交付単価＞

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,190	4,770	4,650	4,600	4,330	3,910	3,780	3,730
六条大麦 (50kg)	5,860	5,440	5,310	5,260	4,830	4,410	4,290	4,240
はだか麦 (60kg)	7,650	7,150	7,000	6,910	6,080	5,580	5,430	5,350

＜大豆の品質区分と交付単価＞

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,520	11,830	11,150
特定加工用大豆	10,470		

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

＜てん菜の品質区分と交付単価＞

(円/t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7,260	▲62

＜でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価＞

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19.5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	12,840	▲64

＜そばの品質区分と交付単価＞

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等
そば	14,700	12,590

＜なたねの品質区分と交付単価＞

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,850	9,110

＜参考：平均交付単価＞

小麦	6,320円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg
大豆	11,660円/60kg

てん菜	7,260円/t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/t
そば	13,030円/45kg
なたね	9,640円/60kg

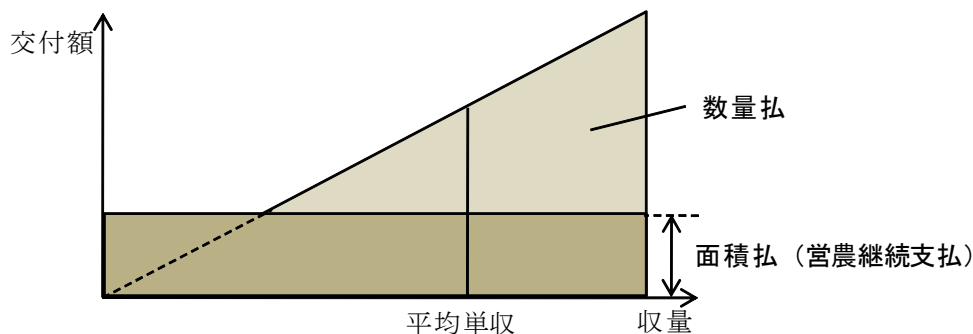
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	: 20,000円 / 10a (そばについては、13,000円 / 10a)
------	-----------------------------------------

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

（所要額）80,213（75,136）百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの26年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

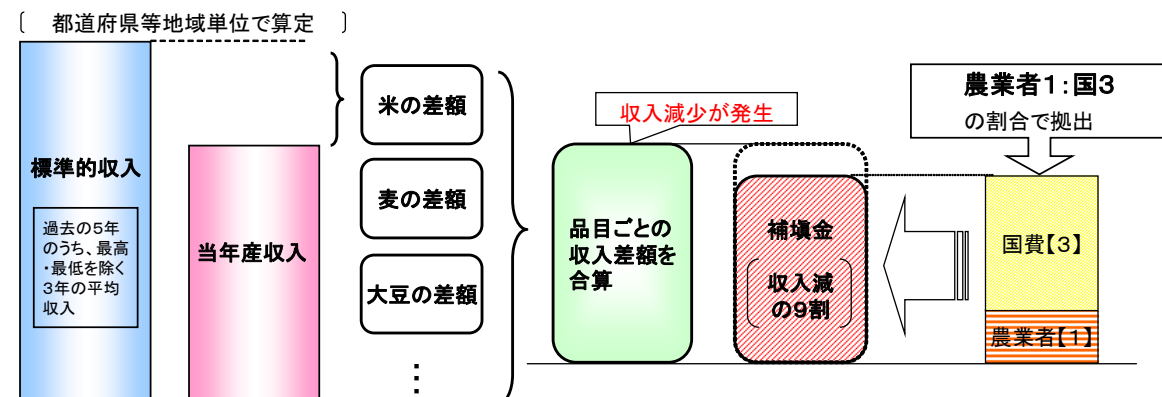
(1) 交付対象者

26年産（27年度予算）は、認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農のうち、一定の規模以上の者

〔※ 27年産（28年度予算）からは、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とします（いずれも規模要件は課しません）。〕

(2) 交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍が上限です。



3. 経過措置

(1) 収入減少影響緩和対策移行円滑化対策 38,532 (一) 百万円

(26年産に限り実施します。)

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合には、国費分相当の5割を交付します（農業者の拠出は求めません）。

① 交付対象者

26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、米・畑作物の収入減少影響緩和対策に加入していない者

② 交付単価

26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合には、国費分相当の5割を交付します。

(2) 米の直接支払交付金 76,025 (80,625) 百万円

(激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施します。)

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

① 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

② 交付単価

10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価 : 7,500円 / 10a

4. 直接支払推進事業等 8,670 (9,089) 百万円

システム運営など直接支払の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-3502-5601)]

○ 経営所得安定対策等の概要(平成27年度予算概算決定)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【2,072(2,093)億円】
【水田・畑地共通】

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg

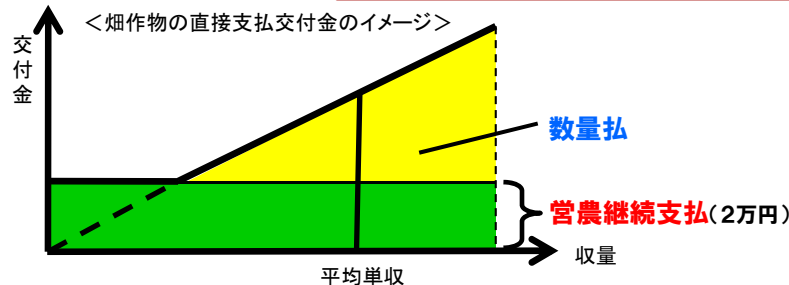
対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/ t
でん粉原料用ばれいしよ	12,840円/ t
そば【水田・畑地】	13,030円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg

注:小麦については、パン・中華麺用品種は、数量払に2,550円/60kgを加算

【面積払(営農継続支払)】

当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



水田活用の直接支払交付金

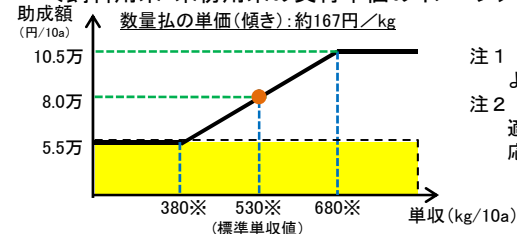
【2,770(2,770)億円】

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1:数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2:※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用

【二毛作助成】 1.5万円/10a 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地交付金】

◇ 地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米の直接支払交付金

【760(806)億円】

7,500円/10a

【米の生産数量目標を守った販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

収入減少影響緩和対策移行円滑化対策

【385(-)億円】

【26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者が対象】

◇ 26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合は、ナラシ対策の国費相当分の5割を交付(農業者の拠出は求めません)

◇ 26年産に限り実施

米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

【802(751)億円】

【26年産(27年度予算)は、認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

【27年産(28年度予算)からは、認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

(規模要件は課しません)】

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

直接支払推進事業等

【87(91)億円】

◇ 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等

担い手経営発展支援事業

【452（461）百万円】

（平成26年度補正予算との合計 761百万円）

対策のポイント

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大宗を占め、それらの経営体が安定的に経営発展していけるよう集落営農の組織化・農業経営の法人化を促すとともに、担い手の円滑な経営継承等を促進します。

<背景／課題>

- ・担い手が安定的に経営発展していけるよう集落営農の組織化や農業経営の法人化を促すとともに経営改善に向けた自己チェック等を定着させる必要があります。
- ・担い手の農地利用割合を高めていくためには、既に担い手に集積されている農地を確実に次世代の担い手に円滑に継承していくことが不可欠です。

政策目標

- 今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加
- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 集落営農の組織化・農業経営の法人化等の支援 303（440）百万円
（平成26年度補正予算との合計 612百万円）
集落営農の組織化（定額20万円）及び集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）等の取組を支援します。
また、法人経営に必要な労務・財務管理の研修等を支援します。
2. 経営指標による自己チェックの促進 18（20）百万円
農業者が「新たな農業経営指標」を活用して、経営改善に必要な取組の実施状況や経営データの自己点検を行うことのできる経営改善実践システムの運用を行います。
3. 担い手の経営継承円滑化支援 131（－）百万円
経営継承に関する普及・啓発を行うとともに、専門家による相談・指導体制を整備することにより、担い手の経営継承の円滑化を図ります。

（委託費、補助率：定額、1／2）
（委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体）

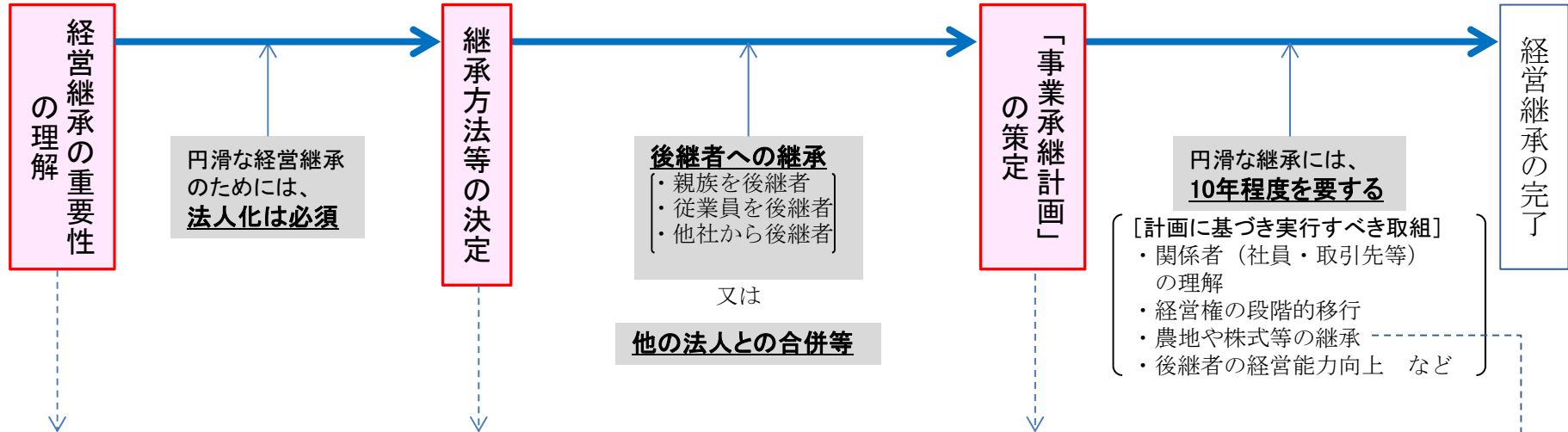
[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

担い手の経営継承の円滑化

背景

担い手の農地利用割合を上げていくためには、新たな集積を進めるだけでなく、既に担い手に集積されている農地を確実に次世代の担い手に継承していくことが不可欠。

経営継承の進め方



関連する施策

① 経営継承の重要性の理解	② 継承方法等の決定	③ 「事業承継計画」の策定と実行						
<p>認定農業者制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者の「経営改善計画」に経営継承の項目を追加 ・経営指標による自己チェックで経営継承の準備状況をフォローアップ 								
<p>専門家による相談・指導体制の整備*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による相談・助言・指導活動を通じた経営継承の課題の分析と整理 ・経営者等を対象とする研修・セミナーの開催 								
<ul style="list-style-type: none"> ・経営継承に関するマニュアルの作成・配布* ・農業経営の法人化の支援 <p>※は平成27年度新規予算関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人経営の合併等に関する税制特例 <ul style="list-style-type: none"> ・合併後の法人への繰越欠損金の継承が可能 ・合併後の法人への資産の簿価譲渡が可能 (いずれも法人税法で規定される適格合併が要件) 	<p>農地や株式等の継承に関連する施策</p> <table border="1"> <tr> <td>農地の継承</td> <td>【相続人への継承の場合】 ・農地の相続税・贈与税の納税猶予制度</td> </tr> <tr> <td>株式の継承 (経営権の集中)</td> <td>【相続人への継承の場合】 ・株式の相続税・贈与税の納税猶予制度 ・経営承継円滑化法の民法特例 (生前贈与された株式を遺留分算定財産から除外)</td> </tr> <tr> <td>資金調達 (自社株式や事業用資産の買取り等)</td> <td>・スーパーL資金による融資 ・アグリビジネス投資育成会社等による出資</td> </tr> </table>	農地の継承	【相続人への継承の場合】 ・農地の相続税・贈与税の納税猶予制度	株式の継承 (経営権の集中)	【相続人への継承の場合】 ・株式の相続税・贈与税の納税猶予制度 ・経営承継円滑化法の民法特例 (生前贈与された株式を遺留分算定財産から除外)	資金調達 (自社株式や事業用資産の買取り等)	・スーパーL資金による融資 ・アグリビジネス投資育成会社等による出資
農地の継承	【相続人への継承の場合】 ・農地の相続税・贈与税の納税猶予制度							
株式の継承 (経営権の集中)	【相続人への継承の場合】 ・株式の相続税・贈与税の納税猶予制度 ・経営承継円滑化法の民法特例 (生前贈与された株式を遺留分算定財産から除外)							
資金調達 (自社株式や事業用資産の買取り等)	・スーパーL資金による融資 ・アグリビジネス投資育成会社等による出資							

農業界と経済界の連携による 先端モデル農業確立実証事業

【332（250）百万円】

対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

<背景／課題>

- ・日本農業の競争力強化を図る上で、産業界・経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要です。

政策目標

産業界の努力も反映して担い手の生産コストを削減

<主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの開発など、先端モデル農業の確立に向けた取組を支援します。

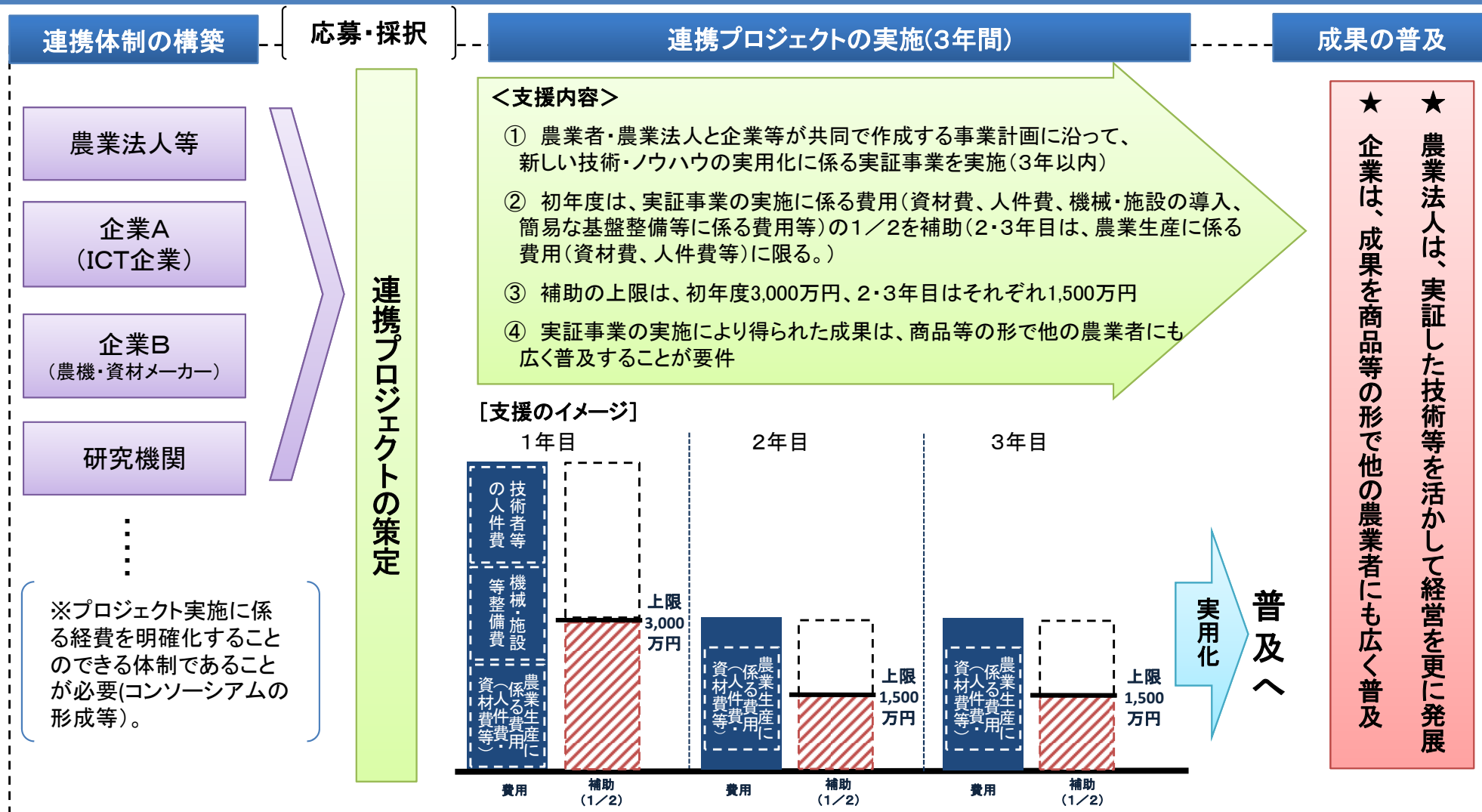
具体的には、農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1/2を補助（上限は初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円）します。

補助率：1/2等
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」のスキーム

意欲のある農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立やICTを活用した効率的生産体制の構築、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの開発などの先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、その成果を地域に広く普及することにより、日本農業全体の競争力強化を図る。



人・農地問題解決加速化支援事業

【363（728）百万円】

対策のポイント

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを進め、担い手への農地の集積・集約化が円滑に進むようにします。

<背景／課題>

- ・高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在している中で、「人・農地プラン」についての継続的な話し合いと見直しにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化等を図ることが重要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後（平成35年まで）に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

<主な内容>

1. 人・農地プランの見直し支援

163（240）百万円

市町村等が、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

※ 人・農地プランの検討会のメンバーの概ね3割以上は女性とします。

補助率：1／2、定額
事業実施主体：都道府県、市町村

2. 地域連携推進員の活動支援

200（487）百万円

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効率的・効果的に進められるよう、普及指導員のOB、リタイアした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：都道府県、市町村

<関連対策>

集落営農の組織化・農業経営の法人化等の支援（担い手経営発展支援事業）

303（440）百万円

（平成26年度補正予算との合計 612百万円）

集落営農の組織化及び集落営農・複数個別経営の法人化等の取組を支援します。また、法人経営に必要な労務・財務管理の研修等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0576）]

農業者年金事業

【120,834(120,584)百万円】

対策のポイント

- ・国民年金の2階部分として、農業者の老齢時に年金等を支給する事業を行います。
- ・意欲ある農業者に対し、経営を支援するため保険料の一部を助成し、農地等を経営継承して農業から引退した時に特例付加年金として支給します。

<背景/課題>

- ・昭和46年に創設された旧農業者年金（旧制度）は、農業者の老後生活の安定とともに、経営移譲の促進により、農業構造の改善に寄与してきました。
- ・平成14年に創設された新農業者年金（新制度）では、年金原資を自ら積み立てる方式を導入し、制度の安定を図るとともに、意欲ある農業者の経営を支援する仕組みになっています。

政策目標

独立行政法人農業者年金基金による農業者年金制度の適切な運用

<主な内容>

1. 農業者年金給付費等負担金 119,647(119,351)百万円
旧制度の受給者等に対し年金等を給付します。
2. 特例付加年金助成補助金 1,187(1,233)百万円
新制度に加入している意欲ある農業者の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成します。助成分の保険料は、特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

(関連措置)

- (独)農業者年金基金運営費 3,441(3,467)百万円
独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農業者年金基金

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6738-6163)]

地域農業経営再開復興支援事業

【復旧・復興対策分 4.7 百万円】

【うち復興庁計上分 4.7 百万円】

対策のポイント

東日本大震災により被害を受けた地域において、経営再開マスタープランを作成し、担い手の経営再開と地域農業の復興を図ります。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、約2.4万haの農地が冠水するとともに、農業関係施設も大きな被害を受け、これまで個別農家、集落営農等が担ってきた農業生産体制や、それを支えてきたコミュニティが崩壊しました。
- ・このような状況にあって、地域農業の復興を図るためには、農家同士が地域農業のあり方について徹底した話し合いを行い、それを基に、さまざまな戦略を考え、経営再開につなげていくことが必要です。
- ・このため、集落・地域での話し合いに基づき、担い手を定めた経営再開マスタープランを作成し、被災地域における担い手の経営再開と地域農業の復興を図ります。

政策目標

被災地域における担い手の経営再開と地域農業の復興を実現

<主な内容>

経営再開マスタープラン作成事業

4.7 百万円

津波の被災市町村等が、集落・地域レベルでの話し合いに基づき、担い手、そこへの農地の集積・集約化、担い手とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生產品目、経営の複合化、6次産業化）等を記載した経営再開マスタープランを作成するための取組等に対して支援します。

※ 経営再開マスタープランの検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。

補助率：定額
事業実施主体：津波被害を受けた50市町村等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6744-0576)]